

3 各令第 115 号
令和 3 年 6 月 24 日

各務原市内有料老人ホーム事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

有料老人ホームの設置運営指導指針の改正について

平素より、介護保険行政に多大なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各務原市では、岐阜県から有料老人ホームに関する権限移譲を受けており、各務原市有料老人ホーム設置運営指導指針等に基づいた設置指導等を行っております。

このたび、令和 3 年 7 月 1 日（施行日）付けで各務原市有料老人ホーム設置運営指導指針を改正いたしますので通知します。

貴事業者におかれましては、内容をご承知の上、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

記

<配布物>

各務原市有料老人ホーム設置運営指導指針 一式

以上

部 署	各務原市健康福祉部介護保険課
担 当	施設指導係 鈴木 大海
電 話	058-383-2067